

## 第4 入出港及び停泊等

## 1 入出港届

### (1) 根拠

#### 法第4条

船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

### (2) 届出者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

### (3) 様式

#### 第1号様式

(税関、入国管理事務所及び港湾管理者へ提出するものと共通の様式です。)

### (4) 対象船舶

入出港届省略許可を受けた船舶及び次に該当する日本船舶を除く全ての船舶

#### 規則第2条

次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

- 1 総トン数 20 トン未満の汽船及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶
- 2 平水区域を航行区域とする船舶
- 3 旅客定期航路事業（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの。

(以下省略)

### (5) 留意事項

- ① 検疫のみの目的で、港域内の検疫区域に錨泊し、検疫終了後速やかに出港する場合は入出港届の届出は不要です。
- ② 船名は、外国船の場合は英語で、日本船の場合は日本語で船舶国籍証書に記載されているとおり記入してください。
- ③ 電算機による事務処理を行っていますので、前寄港地、次寄港地の港名欄の余白に必ず港湾コードを記入してください。
- ④ 停泊場所は、「阪神港大阪区第二区〇〇〇岸壁」等、停泊している場所（岸壁名）を具体的に記入してください。
- ⑤ 入港したときとは、単に港の境界線の内側に入ったときをいうのではなく荷役、人の乗下船、補給その他の目的をもって港域内において停泊したときをいいます。

例えば、岸壁、棧橋等の係留施設に完全に係留したとき、びよう泊の場合は錨が海底をかいたときをもって入港としております。

## 2 入出港届省略許可

### (1) 根拠 (適用除外)

規則第 21 条第 1 項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第 1 条及び第 4 条第 4 項の届出をすることを要しない。

### (2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、  
代理店等

### (3) 様式

第 2 号様式

### (4) 対象船舶

主として当該港を基地とし、係留場所も確保されており、船舶の動  
静把握の容易な次に掲げるような船舶

- ・ 一定の範囲内に停泊する同一船舶
- ・ 概ね月 10 回以上入港する船舶

### (5) 留意事項

- ① 許可を申請する期間は、その月の最終日までの 1 か月以内に限って申請してください。

なお、新規の申請にあたっては、事前に窓口にご相談してください。

- ② 許可期間が終了した場合は、翌月 7 日までに入出港の実績表を提出してください。

### 3 停泊場所指定願

#### (1) 根 拠

##### 法第5条第2項

国土交通省令の定める船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設（以下「けい留施設」という。）にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所（以下「びよう地」という。）の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

※ 国土交通省令の定める船舶— 総トン数 500 トン（関門港若松区においては、総トン数 300 トン）以上の船舶（阪神港尼崎西宮芦屋区に停泊しようとする船舶を除く。）

国土交通省令の定める特定港—京浜港、阪神港、関門港

#### (2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

#### (3) 様式

第3号様式

#### (4) 対象船舶

総トン数 500 トン以上の船舶又は危険物を積載した船舶

#### (5) 留意事項

- ① 停泊場所の指定は、法第5条第2項又は後述する第21条（危険物積載船）のいずれかに該当する船舶が指定を受けるものです。
- ② 次の船舶は、停泊場所の指定を受ける必要はありません。
  - ・ 移動許可を受けた船舶（法第6条第1項）
  - ・ 移動後遅滞なくその旨を港長に届け出て、港長から他の場所に移動を命ぜられなかった船舶（法第6条第1項ただし書き）
  - ・ 修繕中又は係船中の停泊場所の指定を受けた船舶（法第7条第2項）
  - ・ 移動を命ぜられ、その際びよう地について指示を受けた船舶（法第9条）
  - ・ 危険物荷役許可を受けた船舶（法第22条第1項）
  - ・ 危険物運搬許可を受けた船舶（法第22条第4項）
  - ・ 港長から停泊場所に係る命令又は勧告を受けた船舶（法第39条第3項又は第4項）
- ③ 規則第3条別表第一により、港区ごとに停泊すべき船舶が定められています。
- ④ びよう地の有効利用を図るため、阪神港大阪区で荷役等を行う船

舶に指定し、当分の間、停泊期間は原則として72時間（3日間）以内（平成21年12月3日より試行）としています。雨天による先船の荷役遅れ等止むを得ない事情により長期間のびょう地使用が必要な場合には、事前に窓口に相談してください。

- ⑤ 平成19年12月1日の一開港化により、阪神港神戸区を大阪区に向けて出港（直航）のうえ、大阪区内にびょう泊しようとする船舶について、大阪区、堺泉北区内のびょう地に余裕がない場合であって、神戸区内にびょう地指定が可能である場合に限り、神戸区のびょう地を指定することができますので窓口に相談してください。

## 4 係留施設使用届

### (1) 根拠

#### 法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

#### 規則第4条第4項

法第5条第5項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数500トン（関門港若松区においては、総トン数300トン）以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。

- 1 係留の用に供する係留施設の名称
- 2 係留の用に供する時期又は期間
- 3 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
- 4 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

### (2) 届出者

係留施設の管理者又は係留施設の管理者から委任を受けた代理人・代理店

### (3) 様式

第4号様式

### (4) 対象船舶

総トン数500トン以上の船舶

### (5) 留意事項

- ① 係留施設の管理者は、係留しようとする船舶が当該施設の水深、係船能力等を考慮して、安全に係留できることを確認のうえ届出てください。
- ② 同一係留施設において、係留船舶が重複しないよう係留時間を確認のうえ届出してください。
- ③ 総トン数が明示されていない無動力の台船、バージ、作業船等は、次のいずれかで総トン数を算出して、500トン以上であれば本届を提出してください。
  - ア 載貨重量トン数がある場合  
一 載貨重量トン数×0.6
  - イ 載貨重量トン数がない場合  
一 全長×幅×平均喫水（貨物満載状態）×0.6
- ④ 係留施設の係留能力を超える船舶を一時的に係留する場合、水深の関係で臨時に潮位を利用しなければ係留できない場合等の特殊な係留となる場合は、係留検討書（安定計算書）、潮位計算書等の関係書類を添付し、十分余裕をもって届出てください。

## 5 係留施設使用届省略許可

### (1) 根拠(適用除外)

#### 規則第21条第1項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条及び第4条第4項の届出をすることを要しない。

### (2) 申請者

係留施設の管理者又は係留施設の管理者から委任を受けた代理人・代理店

### (3) 様式

第5号様式

### (4) 対象船舶

総トン数500トン以上の船舶で、次に掲げる事項を満たす船舶

- ・ 一定の範囲内に停泊する同一船舶
- ・ 概ね月10回以上入港する船舶

### (5) 留意事項

- ① 許可を申請する期間は、その月の最終日までの1か月以内に限って申請してください。

なお、新規の申請にあたっては、事前に窓口に相談してください。

- ② 許可期間が終了した場合は、翌月7日までに係留施設使用の実績表を提出してください。

## 6 移動許可

### (1) 根拠

#### 法第6条

汽艇等以外の船舶は、第4条、次条第1項、第9条及び第22条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、前条第1項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。

ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

### (2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

### (3) 様式

第3号様式

### (4) 対象船舶

阪神港大阪区・堺泉北区では錨地から錨地に移動する総トン数500トン以上の船舶又は危険物積載船舶

### (5) 留意事項

① 次の場合は、申請の必要はありません。

- ・ 出港の届出を行った場合（法第4条）
- ・ 修繕又は係船の届出を行った場合（法第7条第1項）
- ・ 港長から移動を命ぜられた場合（法第9条）
- ・ 危険物の運搬・荷役の許可を受けた場合（法第22条）
- ・ 海難を避けようとする場合その他やむを得ない場合

② 移動許可を受けた船舶は、法第5条第2項のびよう地の指定又は法第21条の停泊場所の指定を受ける必要はありません。

## 7 修繕届、係船届

### (1) 根拠

#### 法第7条

特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又は係船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するために必要があると認めるときは、修繕中又は係船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

### (2) 届出者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

### (3) 様式

第6号様式

### (4) 対象船舶

汽艇等以外の船舶で、修繕又は係船しようとする船舶

### (5) 留意事項

- ① 「停泊場所指定」印を押印のうえ、届出者に交付します。押印された指定印をもって、法第7条第2項の停泊場所指定を受けたものとして取扱います。
- ② 修繕とは、入渠又は上架して行う修繕以外の主機、舵取機等の修繕で船舶の運航に長時間支障を生じる場合で、概ね24時間以上継続するものをいいます。
- ③ 係船とは、一般的には船舶をつなぎ止めることのすべてをいうが、本条では、船舶安全法施行規則第2条第2項第5項に定める係船中の船舶であって、同規則第41条第1項の規定により船舶検査証書を返納して船舶安全法第2条第1項の適用除外となる船舶が行う係船等、比較的長期にわたり当該船舶が運航されず、船舶所有者等の直接的管理下でない状態におかれるような船舶であって、特別の管理体制を構築する必要のある船舶が行う係船をいいます。
- ④ 届出に当たっては、船主、乗組員、代理店等の関係者で緊急時の対応策を策定しておいてください。
- ⑤ 事故防止措置の欄には、荒天時の係留強化策、緊急連絡方法、船内巡視等の対策を記載してください。